

# 冬のくらしに安心を

市は、雪の処理を自力で行うことが難しい高齢者や障がいのある方がいる世帯に対して、冬のくらしを支援する助成を行っています。

問合先 高齢介護課

## 対象世帯

市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住の市民税が非課税または均等割のみ課税されている、次のいずれかに該当する世帯（生活保護世帯は除く）

- 70歳以上（昭和26年3月31日以前に生まれた方）の高齢者のみで構成されている
  - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方がいる
- ※ 70歳未満であっても、病気やけがにより除雪ができず、助成を希望する方は、お問い合わせください。

区分		雪下ろし助成 	間口除雪助成 	定期排雪助成 
登録事業者との契約	契約方式	単発契約	シーズン契約 ※ 12月18日(金)までに契約をお願いします。	
	対象作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雪下ろし作業</li> <li>● 雪下ろし後の運搬排雪</li> <li>● 屋根から自然に落ちた雪の運搬排雪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路除雪後の間口の置き雪などの処理</li> <li>● 自宅敷地内で処理できなかった場合の運搬排雪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● シューイチ排雪やシーズン排雪などの運搬排雪（10回以上のシーズン契約）</li> </ul>
市の助成	割合	処理費用の2分の1	処理費用の3分の1	
	上限額など	1回当たり20,000円を上限に、1シーズン2回まで	1シーズン20,000円を上限 ※ 間口除雪助成と定期排雪助成は、どちらか一方しか利用できません。	1シーズン15,000円を上限

事前に登録が必要です！

9月1日(火) 受付開始

## 利用者の皆さんへ

制度を利用するには、除排雪事業者との契約前に登録が必要です。

登録受付窓口

- 高齢介護課高齢者支援グループ ● 北村・栗沢両支所
  - 幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター
- 持ち物 印鑑

※代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

## 事業者の皆さんへ

助成の対象となる作業を行うには、事前に登録が必要です。

登録受付窓口 岩見沢土木事業協同組合  
(7西2) ☎ 24-3408

登録方法など、詳しくは市ホームページをご確認ください

